

昭和五十五年政令第百七十八号

農業振興地域の整備に関する法律等による
不動産登記に関する政令

内閣は、農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十年法律第五十八号）第十三条の四において準用する土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第一百五十三条の規定に基づき、この政令を制定する。

（趣旨）

この政令は、農業振興地域の整備に関する法律（昭和六十二年法律第六十号）第十二条及び市民農園整備促進法（平成二年法律第四十四号）第六条において準用する土地改良法第二百五十五条の規定による不動産の登記の特例を定めるものとする。

（土地改良登記令の準用）

第二条 土地改良登記令（昭和二十六年政令第百四十六条号） 第二条、第三条及び第四章（第三十条を除く。）の規定は、次の表の上欄に掲げる規定による交換分合に係る不動産の登記について準用する。この場合において、農住組合法第七条第二項第三号の規定による交換分合について準用する場合を除き、同令中「申請」「申請人」及び「申請情報」とあるのは、それぞれ「嘱託」「嘱託者」と読み替えるほか、同令第二条の規定を同表の上欄に掲げる規定による交換分合に係る不動産の登記について準用するときは、同条中「土地改良事業を行つ者」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

農業振興地域の整備に関する法律等による 不動産登記に関する政令	農業振興地域の整備に関する法律等による 不動産登記に関する政令
内閣は、農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十年法律第五十八号）第十三条の四において準用する土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第一百五十三条の規定に基づき、この政令を制定する。	（法務省令への委任）
（法務省令への委任）	（法務省令への委任）
第三条 この政令に定めるもののほか、この政令に規定する登記についての登記簿及び登記記録	第三条 この政令に定めるもののほか、この政令に規定する登記についての登記簿及び登記記録

の記録方法その他の登記の事務に關し必要な事項は、法務省令で定める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五九年一月三〇日政令第三三七号）抄

1 この政令は、農業振興地域の整備に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（昭和五十九年十一月五日）から施行する。

2 この政令は、不動産登記法及び商業登記法の一部を改正する法律の施行の日（昭和六十三年七月一日）から施行する。

附 則（昭和六三年七月一日政令第二四号）抄

1 この政令は、不動産登記法及び商業登記法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（昭和五十九年十一月五日）から施行する。

2 この政令は、不動産登記法の施行の日（昭和六十三年七月一日）から施行する。

附 則（平成一七年二月一八日政令第二四号）抄

1 この政令は、不動産登記法及び商業登記法の一部を改正する法律の施行の日（昭和六十三年七月一日）から施行する。

2 この政令は、不動産登記法の施行の日（昭和六十三年七月一日）から施行する。

附 則（昭和六六年三月七日政令第一四号）抄

1 この政令は、不動産登記法の施行の日（昭和六六年三月七日）から施行する。

2 この政令は、不動産登記法の施行の日（昭和六六年三月七日）から施行する。

附 則（昭和五十六年政令第九号）抄

1 この政令は、不動産登記法による不動産登記に関する政令（昭和五十六年政令第七百七十一号）の施行の日（昭和五十六年三月七日）から施行する。

2 この政令は、不動産登記法による不動産登記に関する政令（昭和五十六年政令第七百七十一号）の施行の日（昭和五十六年三月七日）から施行する。

附 則（昭和五六年政令第二百八十二号）抄

1 この政令は、不動産登記法による不動産登記に関する政令（昭和五六年政令第二百八十二号）の施行の日（昭和五六年三月七日）から施行する。

2 この政令は、不動産登記法による不動産登記に関する政令（昭和五六年政令第二百八十二号）の施行の日（昭和五六年三月七日）から施行する。

「旧令」という。）の規定により生じた効力を妨げない。

2 この政令の施行前にした旧令の規定による処分、手続その他の行為は、次項の場合を除き、新令の相当規定によつてしたものとみなす。

3 この政令の施行前にされた登記の申請に係る登記に関する手続については、なお従前の例による。

4 前三项に定めるもののほか、附則第二条の規定による同条第四号から第六号までに掲げる政令の廃止に伴う登記の手続に關し必要な経過措置は、法務省令で定める。